

指定申請に必要な書類の一覧

※指定申請をする場合は、書類提出前に当課までご連絡ください。

※訪問介護、訪問看護、福祉用具貸与・販売のサービスの指定申請をする場合は、人員基準を満たすことの確認のた別途、本人確認書類をもとに従業員の方の人員確認をさせていただきます。

(例)訪問介護の場合、人員基準を満たすための人員が3人で常勤換算方法で2.5を満たす場合はその3人、4人で2.5を満たす場合はその4人が来庁してください。

各サービスで必要となる書類の種類	介護給付	介護給付及び予防給付					介護給付	介護給付及び予防給付					介護給付			様式及び備考
	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養	通所介護	通所リハ	短期生活	短期療養	特定施設	用具貸与	用具販売	福祉施設	老健施設	介護医療院	
申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*1
付表	*2	*3	*4	*5	*6	*7	*8	*9	*10	*11	*12	*13	*14	*15	*16	
登記事項証明書又は条例等	○	○	▲	▲	▲	○	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○	注1
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*17
資格証明書の写し(免許証、登録証、研修修了書等)	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注2
事業所の平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*18
事業所の外観及び内部の写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
設備・備品等一覧表		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*19
運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*20
利用者からの苦情処理のための措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*21
受託居宅サービス事業者等が事業を行う事業所の名称等及び当該事業者の名称等										○						*22
誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*23
病院・診療所の使用許可証等の写し			▲	▲	▲		▲		▲				○			注3
薬局の開設許可証の写					▲											注4
介護老人保健施設又は介護医療院の開設認可証の写							▲		▲							注5
特別養護老人ホームの認可証等の写													○			
	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養	通所介護	通所リハ	短期生活	短期療養	特定施設	用具貸与	用具販売	福祉施設	老健施設	介護医療院	様式及び備考

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養	通所介護	通所リハ	短期生活	短期療養	特定施設	用具貸与	用具販売	福祉施設	老健施設	介護医療院	様式及び備考
介護支援専門員の氏名及びその登録番号										○			○	○	○	*24
経歴書(サービス提供責任者)	○															*25
事業所の居室面積等一覧表							○	○	○				○	○	○	*26
併設する施設の概要													○	○	○	
施設の共用の場合の利用計画													○	○	○	
敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取り図(公図)													○	○	○	
損害賠償保険証書の写し等	○	○	▲			○		▲		○	○					注6
サービス提供実施単位一覧表						○	○									*27
協力医療機関との契約の内容		○						○		○			○	○	○	
訪問介護員が訪問介護員として就任することを承諾する書面(雇用契約の写しでも可)	○															*28
福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)											○					
業務管理体制整備の届出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*29
老人福祉法に係る届出	○					○		○								*30
加算届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	*31
社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	○	○	▲	▲	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	*32 注7
	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養	通所介護	通所リハ	短期生活	短期療養	特定施設	用具貸与	用具販売	福祉施設	老健施設	介護医療院	様式及び備考

注1 ▲については、個人の病院・診療所・薬局において行う場合は必要ありません。

注2 ▲通所介護については、生活相談員が社会福祉事業に2年以上従事したことを要件とする場合は、経歴書(参考様式2)を提出してください。

注3 ▲については、病院・診療所において行う場合に添付してください。

注4 ▲については、薬局において行う場合に添付してください。

注5 ▲については、介護老人保健施設又は介護医療院において行う場合は必要ありません。

注6 ▲については、病院・診療所・特養で行う場合は必要ありません。

注7 ▲については、病院・診療所・薬局で行う場合は不要です。介護老人保健施設等で行う場合は必要です。

共生型サービスの申請を行う場合に必要書類

	訪問介護	通所介護	短期入所生活介護
申請書	○	○	○
付表	○	○	○
業務管理体制整備の届出	○	○	○
加算届	○	○	○